

# 令和元年第1回臨時市議会議案

## 条例新旧対照表

報告第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（市税条例等の一部改正）	
	市税条例の一部改正（第1条関係）	1
	市税条例等の一部を改正する条例の一部改正（第2条関係）	1 0
	市税条例等の一部を改正する条例の一部改正（第3条関係）	1 1
報告第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（藤井寺市介護保険条例の一部改正）	
	藤井寺市介護保険条例の一部改正	1 4



報告第1号

専決処分の承認を求めることについて（市税条例等の一部改正）

○市税条例（昭和56年藤井寺市条例第1号） 新旧対照表

（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p><b>第23条の2</b> 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次の各号に掲げる寄附金若しくは金銭（第1号から第8号まで及び第10号に掲げるものに関しては、市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金であって市民の福祉の増進に寄与するものであるとして規則で定めるものに限り、第9号に掲げるものに関しては、受益の範囲が市内にあって市民の福祉の増進に寄与するものであるとして規則で定めるものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p><b>附 則</b></p> <p><b>第4条の3の2</b> 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p><b>第23条の2</b> 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次の各号に掲げる寄附金若しくは金銭（第1号から第8号まで及び第10号に掲げるものに関しては、市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金であって市民の福祉の増進に寄与するものであるとして規則で定めるものに限り、第9号に掲げるものに関しては、受益の範囲が市内にあって市民の福祉の増進に寄与するものであるとして規則で定めるものに限る。）を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p><b>附 則</b></p> <p><b>第4条の3の2</b> 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>

改正後	改正前
<p>2 前項の規定の適用がある場合における第24条及び第24条の2第1項の規定の適用については、第24条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第4条の3の2第1項」と、第24条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第4条の3の2第1項」とする。</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p><b>第4条の4</b> 第23条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、<u>法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第21条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第9条第1項、附則第10条第1項、附則第11条第1項、附則第14条第1項、附則第14条の2第1項、附則第14条の2の2第1項又は附則第14条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第23条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</u></p> <p>(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)</p> <p><b>第5条</b> 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、<u>第23条の2第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第27条第3項の規定による申告</u></p>	<p>2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。</p> <p>(1) <u>前項の規定の適用を受けようとする年度分の第27条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第28条第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合</u></p> <p>3 <u>第1項の規定の適用がある場合における第24条及び第24条の2第1項の規定の適用については、第24条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第4条の3の2第1項」と、第24条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第4条の3の2第1項」とする。</u></p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p><b>第4条の4</b> 第23条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、<u>法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第21条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第9条第1項、附則第10条第1項、附則第11条第1項、附則第14条第1項、附則第14条の2第1項、附則第14条の2の2第1項又は附則第14条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第23条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</u></p> <p>(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)</p> <p><b>第5条</b> 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、<u>第23条の2第1項及び第2項の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第27条第3項の規定による申告</u></p>

改正後	改正前
<p>書の提出（第28条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、<u>法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金</u>（以下この項及び次条において「<u>特例控除対象寄附金</u>」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、<u>特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）</u>に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った<u>都道府県知事等</u>に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた<u>都道府県知事等</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>4 （略）</p> <p><b>第5条の2</b> 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>特例控除対象寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）<u>には</u>、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第23条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p><b>第6条の2</b> （略）</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>告書の提出（第28条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、<u>法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金</u>（以下この項及び次条において「<u>地方団体に対する寄附金</u>」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、<u>地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長</u>に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った<u>地方団体の長</u>に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた<u>地方団体の長</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>4 （略）</p> <p><b>第5条の2</b> 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>地方団体に対する寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）<u>においては</u>、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第23条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p><b>第6条の2</b> （略）</p> <p>2～4 （略）</p>

改正後	改正前
<p>5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>8 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>9 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>11 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>12 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。</p> <p>13 (略)</p>	<p>5 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>8 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>9 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>11 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>12 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、零とする。</p> <p>13 (略)</p>
<p>(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p>	<p>(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p>
<p><b>第6条の2の4</b> 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p><b>第6条の2の4</b> 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(6) (略)</p>	<p>(1)～(6) (略)</p>
<p>(高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p>	<p>(高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p>
<p><b>第6条の2の5</b> 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p><b>第6条の2の5</b> 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(4) 施行令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該</p>	<p>(4) 施行令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該</p>

改正後	改正前
<p>者が同項各号のいずれかに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに<u>施行令附則第12条第24項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>(熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p><b>第6条の2の6</b> 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び<u>施行令附則第12条第31項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>(特定熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p><b>第6条の2の8</b> 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び<u>施行令附則第12条第31項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)</p> <p><b>第6条の8</b> (略)</p>	<p>者が同項各号のいずれかに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに<u>施行令附則第12条第22項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>(熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p><b>第6条の2の6</b> 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び<u>施行令附則第12条第29項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>(特定熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p><b>第6条の2の8</b> 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び<u>施行令附則第12条第29項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)</p> <p><b>第6条の8</b> (略)</p>

改正後			改正前		
2 (略)			2 (略)		
3 前2項の規定は、平成5年度に係る賦課期日後に施行令附則第14条の2第2項第2号から第5号までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となった土地（当該事由の生じた日以後施行令附則第14条の2第1項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となった土地を含む。）に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			3 前2項の規定は、平成5年度に係る賦課期日後に施行令附則第14条の2第2項第2号から第4号までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となった土地（当該事由の生じた日以後施行令附則第14条の2第1項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となった土地を含む。）に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第1項中表以外の部分	平成6年度	市街化区域設定年度（施行令附則第14条の2第2項第2号から第5号までに掲げる事由の生じた日の属する年の翌年の1月1日（当該事由の生じた日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度をいう。以下この条において同じ。）	第1項中表以外の部分	平成6年度	市街化区域設定年度（施行令附則第14条の2第2項第2号から第4号までに掲げる事由の生じた日の属する年の翌年の1月1日（当該事由の生じた日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度をいう。以下本条において同じ。）
	平成5年度に	市街化区域設定年度に		平成5年度に	市街化区域設定年度に
(略)			(略)		
(軽自動車税の税率の特例)			(軽自動車税の税率の特例)		
第8条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第8条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車 <del>が</del> 初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
(略)			(略)		
			2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車 <del>が</del> 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		

改正後	改正前		
	第2号ア	3,900円	1,000円
		6,900円	1,800円
		10,800円	2,700円
		3,800円	1,000円
		5,000円	1,300円
	<p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	第2号ア	3,900円
6,900円	3,500円		
10,800円	5,400円		
3,800円	1,900円		
5,000円	2,500円		
<p>4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	第2号ア	3,900円	3,000円

改正後			改正前													
			6,900円		5,200円											
			10,800円		8,100円											
			3,800円		2,900円											
			5,000円		3,800円											
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>			<p>5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>													
<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> </tr> </table>			第2号ア	3,900円	1,000円	6,900円	1,800円	10,800円	2,700円	3,800円	1,000円	5,000円	1,300円	<p>6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>		
第2号ア	3,900円	1,000円														
	6,900円	1,800円														
	10,800円	2,700円														
	3,800円	1,000円														
	5,000円	1,300円														
<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>																

改正後			改正前		
第2号ア	3,900円	2,000円			
	6,900円	3,500円			
	10,800円	5,400円			
	3,800円	1,900円			
	5,000円	2,500円			
<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>次の表</u>の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>第4項の表</u>の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第2号ア	3,900円	3,000円			
	6,900円	5,200円			
	10,800円	8,100円			
	3,800円	2,900円			
	5,000円	3,800円			
<p>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</p> <p><b>第8条の2</b> 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>			<p>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</p> <p><b>第8条の2</b> 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>		

○市税条例等の一部を改正する条例（平成28年藤井寺市条例第22号）新旧対照表

（第2条関係）

改正後	改正前
<p><b>第1条の2</b> 市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>附則第7条の3の次に次の5条を加える。</p> <p>（略）</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）</p> <p>第7条の8（略）</p> <p>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、<u>当分の間</u>、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>附則第8条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「<u>当該軽自動車が最初の法第44条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分</u>」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。</p> <div data-bbox="168 1088 1072 1129" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;">略</div>	<p><b>第1条の2</b> 市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>附則第7条の3の次に次の5条を加える。</p> <p>（略）</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）</p> <p>第7条の8（略）</p> <p>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>附則第8条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「<u>初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による</u>」を「<u>最初の法第44条第3項に規定する</u>」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。</p> <div data-bbox="1187 970 2092 1011" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;">略</div>

○市税条例等の一部を改正する条例（平成30年藤井寺市条例第17号）新旧対照表

（第3条関係）

改正後	改正前
<p><b>第1条</b> 市税条例（昭和56年藤井寺市条例第1号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第44条第1項中「よる申告書」の次に「（<u>第10項、第11項及び第13項</u>において「納税申告書」という。）」を加え、同条に次の<u>8項</u>を加える。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び<u>第12項</u>において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11 （略）</p> <p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、<u>申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</u></p> <p>13 <u>第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる</u>と認められる場合において、<u>同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。</u>法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、<u>当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提</u></p>	<p><b>第1条</b> 市税条例（昭和56年藤井寺市条例第1号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第44条第1項中「よる申告書」の次に「（<u>第10項及び第11項</u>において「納税申告書」という。）」を加え、同条に次の<u>3項</u>を加える。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を經由して行う方法<u>その他施行規則で定める方法</u>により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11 （略）</p> <p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p>

改正後	改正前
<p><u>出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</u></p> <p><u>14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</u></p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(5) 第1条中市税条例第13条第1項及び第3項並びに第44条第1項の改正規定並びに同条に8項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p><b>第2条 (略)</b></p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1条の規定による改正後の市税条例(附則第5条において「新条例」という。)第13条第1項及び第3項並びに第44条第10項から第17項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p>	<p>(5) 第1条中市税条例第13条第1項及び第3項並びに第44条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p><b>第2条 (略)</b></p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1条の規定による改正後の市税条例(附則第5条において「新条例」という。)第13条第1項及び第3項並びに第44条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p>

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて（藤井寺市介護保険条例の一部改正）

○藤井寺市介護保険条例（平成12年藤井寺市条例第7号）

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,900円とする。</u></p> <p>5 <u>前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「27,900円」とあるのは、「42,780円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>6 <u>第4項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第4項中「27,900円」とあるのは、「53,940円」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、33,480円とする。</u></p>